

# 令和5年度第2回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 5月11日(木) 午後1時30分から午後3時8分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (22名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員			委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田壽一	博
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内敏博	雄
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川重利	一
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤利一	潔
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	
〃	9番	猪口実				
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田和廣	隆
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷隆修	司
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤修	
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永正司	

4. 欠席委員 (1名)

委員 20番 香川 恵

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 13名)

邑美	有本知勝	福部町	谷口泰彦
邑美	竹内七郎	用瀬町	小林照美
せんだい	森尾一由	用瀬町	池本和明
高草	民谷富男	佐治町	田中豊美
湖南	木浪哲夫	鹿野町	谷口和人
湖東	小松和幸	青谷町	山田千也子
国府町	福田 恵		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	7号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	8号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	9号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	10号	転用事業計画変更申請について
議案第	11号	鳥取農業振興地域整備計画の変更について
議案第	12号	非農地証明について
議案第	13号	鳥取市農用地利用集積計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地の形状変更届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 広谷局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

開会：午後1時30分	
事務局 長	ただ今から、令和5年度第2回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、本日は議席番号20番の香川委員から欠席の報告がありました。23名中22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号24番 岩永委員、2番 村田委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号4番から10番までの7件あります。 整理番号4番は広岡で売買による所有権移転、 整理番号5番、6番、7番の3件は、河原町八日市でいずれも同一の譲渡人による売買の所有権移転です。 同様に、整理番号8番、9番、10番の3件も、福部町海士、福部町湯山でいずれも同一の譲渡人による売買の所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	それでは、整理番号4番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有本委員	5月8日に、事務局と下田農業委員の3名で現地確認に行ってみました。 申請者は若葉台（津ノ井ニュータウン）の造成が始まった頃に、果樹園とか山畑が買収になりまして、どうしても替地が欲しいということで、開発公社の仲介の下で同じ集落の人が持っておられた畑を買われまして、現在に至っておるわけでございます。 30年くらい登記も何もせずにずっと畑をしておられる状態でございます。 この度、農業委員会に申請して、登記をしたいとのことです。 現状は、畑としてきれいに耕作されておられますし、何ら問題はありません。
議長	引き続きまして、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員	先程、有本委員が話をされたとおりでございます。30年くらい（登記が）そのままになっておったということでございます。 畑として利用されておられますので、今後も耕作されます。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号5番、6番、7番を審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		譲渡人は2年程前に、旦那さんを亡くされまして、今、鳥取の方に出ておられます。住宅も田畑も全部譲渡してしまいたいということです。 譲受人の3名は、引き続いてこれまでもやっていたのを、今回、譲渡という格好で処理したいということです。 一番大事なのは、農地として守られるのかということですけども、これまでも旦那さんが亡くなられてから、やっているメンバーですし、同じ町内ですし、この件の問題点は無いと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号5番、6番、7番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号8番、9番、10番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		5月2日に、香川委員と事務局の3名で現地を確認いたしました。 現地は(福部町)海土地内のらっきょう畑で、譲渡人は申請地でらっきょうを作っている方の姉で、兵庫県に住んでおられ(本人は)らっきょうを作っておられません。 申請地のらっきょうを作っておられる方が体調を悪くされ、5月末で耕作を止められるということで、売却をしたいということでございます。 整理番号8番の方は、らっきょうの役員をされておられ、耕作面積が2ヘクタールくらいあります。許可が下り次第、この申請地を含めて来季もらっきょうを作るということで、8月に定植するというところでございます。 続いて、整理番号9番の譲受人もらっきょうの役員をしておられて、1.3ヘクタールくらい耕作しており、購入予定の申請地を含めて、来季もらっきょうをつくるということです 整理番号10番の譲受人は、耕作面積1.4ヘクタールくらいで、(2筆ある)申請地のうち1筆は、隣の畑でらっきょうを作っておられます。 現在は、譲受人が(申請地を)借りて作っておられますし、もう一か所も併せて来年もらっきょうを作られるということです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号8番、9番、10番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	整理番号1番の1件でございます。 整理番号1番、申請地は青谷町奥崎、転用目的は墓地、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。
議長	整理番号1番を審議します。担当推進委員、山田(千)委員の報告をお願いします。
山田(千)委員	5月9日に石谷委員、事務局、申請人と私の4人で現地確認を行いました。現在の墓があるところは、雨が降るとがけ崩れの恐れがあるので、自宅近くの土地に移転するものです。周辺に田んぼはありますが、水路には問題ありませんし、周辺住民の同意も取っております。また、墓の周囲はブロック積みされますので、問題ないと判断しました。
議長	引き続き、担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石谷委員	報告のとおりで問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号4番と5番、一時転用の整理番号2番の3件でございます。 整理番号4番、申請地は用瀬町古用瀬、転用目的は資材置場、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なし。 整理番号5番、申請地は佐治町尾際、転用目的は資材置場、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なし。 一時転用の整理番号2番、申請地は湖山町南五丁目、転用目的は工事用道路、作業ヤード、農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は一時転用です。
議長	整理番号4番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員	岩永委員、小林(照)委員、事務局、私の4名で確認いたしました。田植え機などの農機具や資材の保管場にとのことです。周辺には農地は無く、チェックシートに照らしても問題ありません。過去にも違反転用はしていません。 ただし、借人の仕事関係の鉄くず等がありましたが、問題はありますが今後の使い方チェックが必要かと思えます。
議長	引き続き、担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員	池本委員の報告のとおりです。周りより高い所にあり、ここで田んぼをされていたのが不思議でした。今後、農地として維持されるのは難しい所ですので、転用されるのは仕方ないと思えます。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号5番を審議します。担当推進委員、田中(豊)委員の報告をお願いします。 (福安委員退席)
田中(豊)委員		田淵委員、私、事務局、申請人の両者の計5人で現地確認を行いました。集落からは南500mほど行ったところで、国道と佐治川に挟まれたところであります。譲受人の事業規模拡大により、おがくず置場が不足しており、隣接する土地を譲り受けるとのことです。チェックシートに照らしても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田淵委員		田中(豊)委員が報告のとおりです。問題ないと思います。譲受人よりおがくずは2年ぐらい置いた方がキノコ栽培には良いとのこと、拡大するとのこと。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号5番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号一時転用の2番を審議します。担当推進委員、小松委員の報告をお願いします。
小松委員		湖山池の護岸工事に伴うものです。現在は牧草地となっています。牧草の上に賃借人が工事箇所まで鉄板を敷かれるとのこと。工事後は復元されることですので、今までも工事に対する苦情もありませんで、許可をして問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員		5月1日に小松委員と現地確認を行いました。報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号一時転用の2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第10号「転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号1番の1件でございます。 整理番号1番、申請地は嶋、転用目的は住宅建築、変更内容は譲受人を1名に変更さ

れるものです。

議長 整理番号1番を審議します。担当推進委員、民谷委員の報告をお願いします。

民谷委員 4月28日に加藤委員と現地確認を行いました。昨年11月に承認された案件で、土地の贈与を夫婦から娘さんに変更されるものです。実の子に贈与するものですので、問題ないと思います。現在は住宅を建築中です。

議長 引き続き、担当農業委員、加藤委員の報告をお願いします。

加藤委員 民谷委員の報告のとおりです。

議長 質問、意見はありませんか。  
(質疑・意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。  
整理番号1につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。  
以上で議案第10号「転用事業計画変更申請について」を終了します。  
引き続き議案第11号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 審議に入る前に事前に配布させていただいた計画変更資料に不足及び訂正がありましたので、本日お配りしている差替をご覧ください。  
この度は、農用地区域への編入は無く、農用地区域からの除外の5件でございます。  
鳥取1、土地の所在は上砂見、具体的な理由等は墓地の設置です。  
用瀬1、土地の所在は用瀬町樟原、具体的な理由等は従業員用駐車場の整備です。  
河原1、土地の所在は河原町牛戸、具体的な理由等は従業員用駐車場の整備です。  
国府1、土地の所在は国府町岡益、具体的な理由等は資材置場の整備です。  
鳥取2、土地の所在は吉岡温泉町、具体的な理由等は分家住宅の設置です。

議長 鳥取1を審議します。担当推進委員、森尾委員の報告をお願いします。

森尾委員 5月9日に、上田委員、事務局、私の3人で現地確認を行いました。申請者の今の墓地は山の中にあり、管理できなくなってきたので自宅近くの土地を探しておりましたが、適当な場所がなく農振農用地内ですが、除外して墓地に移転したいとのこと。現在は耕作されていないため荒地状態で、何年も耕作されていないので、耕作は難しいと思います。申請に必要な関係機関とも調整は済んでおられます。申請地はチェックシートに照らして何ら問題ないと判断いたしました。

議長 引き続き、担当農業委員、上田委員の報告をお願いします。

上田委員 森尾委員の説明のとおりで、問題ありません。

議長 質問、意見はありませんか。  
(質疑・意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。  
鳥取1につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 引き続き、用瀬1を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員		5月1日に岩永委員、小林(照)委員、事務局、私の4人で現地確認を行いました。隣接する企業の工場増設により従業員が増えたので駐車場を増やすとのこと。所有者の方と話し合いができ、所有者は高齢のため耕作ができなくなっているため、やむを得ないと思います。排水も問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員		池本委員の報告のとおり、問題ありません。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 用瀬1につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 引き続き、河原1を審議します。担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田淵委員		5月4日に漆原委員、私、所有者の3人で現地確認を行いました。所有者が経営する企業の事業拡大により従業員や会社所有の車両が増えており、近くで駐車場を確保するのが難しくなっており、自己所有地を農振除外して駐車場にしたいそうです。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 河原1につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 引き続き、国府1を審議します。担当推進委員、福田(恵)委員の報告をお願いします。
福田(恵)委員		5月1日に山田(準)委員と2人で現地確認を行いました。施設設置予定企業はコンクリートブロック等を製造していますが、製品置場が不足となったため、所有地に隣接する土地を除外して資材置場としてとのこと。事前に集落にも協議はされておりますし、周辺の農地にも問題がないことを確認しております。
議	長	引き続き、担当農業委員、山田(準)委員の報告をお願いします。
山田(準)委員		地図を見ていただき、右側に完成品置場となっており、その隣接地でありやむを得ないと思います。報告のとおり事前相談があり、岡益集落との話し合いも終わっており、用排水路の維持管理も引き続きされるとのことで、問題ないと聞いております。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 国府1につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 引き続き、鳥取2を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木 浪 委 員		5月2日に、福田(淳)委員、私、申請人の3人で現地確認を行いました。申請者は現在、市内に住んでおり、祖父の介護や農業の手伝いをしたいとのことで、この申請をされました。申請地以外を探したのですが、適当なところが無く、農振農用地ですが2,776㎡のうち498.08㎡を除外して宅地にされたいとのことです。チェックシートに照らしても問題ないです。
議 長		引き続き、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		隣地は一般住宅が建築されていますので、問題ないと思います。
議 長		質問、意見はありませんか。
議 長		無いようですので採決に入ります。 鳥取2につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第11号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を終了します。
依 藤 委 員		全体的な質問ですが、農業振興地域の除外で農道を商業用に使う場合、許可を取る必要があるが、事務局は確認されているのか。
議 長		農業委員会とは別なのかもしれませんが、回答できますか。
依 藤 委 員		農道は農業車であり、商業車は通れない。企業は商業車が通れるか確認しなければならない。破損した場合に誰が直すかが問題になる。ですので、後から問題にならないように確認しておく必要がある。
事 務 局		今回の申請地は市道となっています。また、担当課により農村整備課にも事前に確認されております。 農振除外の後に転用の申請となりますが、転用が認められない場合は除外も認められないとなっています。なので、農村整備課にも事前に確認を取っているのです、許可が必要な場合はきちんと取っていると思います。
議 長		農村整備課の許可を取っているということですか。
事 務 局		農村整備課に事前協議されていますので、チェックされているかと思います。
佐々木委員		最終的には農業の方が折れて、一般の人が使うことになると思います。農耕車優先の看板を立てていただき、一般車にも普段から遠慮してもらうことが必要かと思います。
岩 永 委 員		転用の場合、水利組合や集落、実行組合等から許可が無いとできませんので、ここに出てくるまでに書類は整っていると思っています。
議 長		議案第11号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」は、市長から意見を求められているものですので、行政側の確認は取れていると思っていただけたらと。
議 長		無いようですので採決に入ります。



		鳥取2につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)	
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第11号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を終了します。 引き続き議案第12号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。	
事	務	局	整理番号16番から33番までの全部で18件ですが整理番号28番は取下げとなっております。市街化区域は16番、17番、18番、31番、33番の5件となっております。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号16番を審議します。事務局の報告をお願いします。	
事	務	局	整理番号16番、こちらは市街化区域になります。申請地は布勢で、現況といたしまして、本件土地は、30年以上前から耕作しておらず、現在は山林化しているというものです。長期間耕作放棄された為、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地となります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)	
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号16番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)	
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号17番を審議します。事務局の報告をお願いします。	
事	務	局	整理番号17番、こちらは市街化区域になります。申請地は布勢で、現況といたしまして、本件土地は、昭和51年に住宅を建築し、現在も住宅の敷地として利用しているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)	
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号17番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)	
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号18番を審議します。事務局の報告をお願いします。	
事	務	局	整理番号18番、こちらは市街化区域になります。申請地は湖山町南一丁目、現況といたしまして、本件土地は、昭和54年に住宅を建築し、現在も宅地として利用しているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)	
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号18番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。	

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号19番と20番を一括で審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		5月8日に農業委員と事務局、申請人とで現地確認をしました。申請地は20年以上耕作していないので原野化しているような状況です。最近では竹が繁茂してきておりまして、そのため非農地にしたいとのことでした。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号19番と20番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号21番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員		5月9日に農業委員と事務局、申請人とで現地確認をしました。申請地の現状は宅地で、昭和56年頃に道路拡張による集団移転のために宅地化され、昭和58年に住宅が新築されて以降、宅地として利用されているものです。転用の事実行為から20年以上経過しており、チェックシートで確認し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当します。承認することに問題ないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号21番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号22番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		5月2日に農業委員、事務局と3名で現地確認をしました。申請地は、JR福部駅の近くになります。昭和55年に購入後、自宅の敷地の一部として利用しており、40年以上経過しているため、人為的な潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、非農地ということで問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号22番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号23番、24番、25番、26番、27番、32番を一括で審議します。担当推進委員、小林(照)委員の報告をお願いします。

小林(照)委員	5月1日に農業委員1名、推進委員2名、事務局1名、申請人1名で現地確認をしました。申請地は梨の栽培の為に造成された場所でしたが、20年以上前に廃園し、長期間耕作放棄されています。今は木も伐採されており、農地行政上も問題ないと判断しました。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号23番、24番、25番、26番、27番、32番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号28番は取下げですので、整理番号29番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の石谷委員の報告をお願いします。
石 谷 委 員	5月9日に推進委員及び事務局、申請人の4名で現地確認をしました。本件土地は、約30年前に農業用倉庫を建築し、現在もその敷地として利用しているもので、農地行政上も特に支障がないと認められる土地ですので、許可に問題ないと判断しました。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号29番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号30番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の田渕委員の報告をお願いします。
田 渕 委 員	5月2日に推進委員及び事務局、申請人と行政書士の5名で現地確認をしました。申請地は、大正2年頃に先々代が平屋建ての作業場を建築し、現在は因州中井窯の工房として利用しています。チェックシートの①に該当します。農地法施行日(昭和27年10月21日)以前より非農地であった土地で、農地に復元は考えられないです。非農地として認めざるを得ないと判断しました。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号30番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号31番を審議します。事務局の報告をお願いします。
事 務 局	整理番号31番、こちらは市街化区域になります。申請地は田島で、現況といたしまして、国土地理院の提供する航空写真でも、1981年時点で建物が複数存在し、2009年時点で現在の駐車場用地となっているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号31番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号32番は先ほど一括して審議しましたので、整理番号33番を審議します。 事務局の報告をお願いします。
事 務 局		整理番号33番、こちらは市街化区域になります。申請地は安長で、現況といたしまして、本件土地は、20年以上前から住宅敷地の一部として利用されており、宅地となっているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号33番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 以上で議案第12号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第13号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		鳥取市長から、令和5年5月25日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規 77件、更新 45件、計 122件、面積は、田 332, 187㎡で、畑 54, 327㎡、その他が46, 464㎡となっており、計 432, 978㎡です 権利種別の内訳は、賃借権 67件、使用貸借による権利 55件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	議案第13号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第13号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。  報告事項 (1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地の形状変更届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議

長

無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和5年度第2回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後3時8分